

東京地方裁判所民事第32部

裁判官 殿

2017年1月19日

教育評論家 武田 さち子

意見書

私は1997年から三多摩「学校・職場のいじめ」ホットライン実行委員会の実行委員として、市民によるいじめ電話相談に10年間かかわり、2006年には実行委員長を務めました。

2003年には、いじめ自死遺族とともに、いじめ問題の解決をめざすNPO法人ジェントルハートプロジェクトを立ち上げ、理事をしております。ジェントルハートプロジェクトは、未来を生きる子どもたちの幸せを守るために、「やさしい心」と「いのち」の大切さを伝え、心と体に対する暴力であるいじめのない社会を実現することを目的にしています。設立以降法人の活動は全国に知られるようになり、現在では、学校や教育委員会、自治体などに呼ばれ、いじめ防止のための講演（平成28年は年間128か所）や文部科学省にいじめ問題についての要望（平成17年9月には、文科省の自殺予防に関する調査研究協力者会議からヒアリングを要請され調査のあり方についての意見を述べました）、いじめに係る調査などの活動を行っています。

また、2013年には「足立区いじめに関する調査委員会」の委員として、2013年から2015年にかけては「長崎市学校問題外部調査委員会」の委員として、2016年は「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会部会」の部員として、中学生、小学生、高校生の自死事案の調査委員を務めてきました。

このような経験のある私に、このたび、原告■■■■・■■■■の代理人弁護士から、■■■■君の自死後の品川区の当該校及び教育委員会の初期調査についての意見を求められました。具体的には、生徒たちに対する調査の時期と調査の方法、調査を誰が担当すべきかについて意見を求められました。以下に私の経験に基づく考えを書かせていただきます。

なお、特別に断りが無い限り、以下では中学生の自死事案を想定しています。

1 当該学校の初期調査の概要

原告代理人から提示された「品川区立中学校 いじめ等の調査・対策 報告書」及び「資料編」、当該民事裁判での調査委員会委員長、事務局の教育委員会関係者、当該校の教師の証言等から、当該学校の初期調査の経緯と概要は以下のような内容だったと認識しています。

- ・2012年9月26日(水)、品川区立の小中一貫校に通う7年生の男子生徒が自宅で自死。

- ・9月27日(木)、01時03分 緊急調査対策委員会設置。

メンバーは、教育長、教育次長、当該校校長等。

- ・9月27日(木)、09時55分~10時15分 「生徒対象アンケート調査Ⅰ」実施。

7年生全員を対象。質問項目は、①「当該生徒との関わり」、②「自分の抱えている悩み」、③「周囲で困っている人の有無」。記名式。

- ・9月27日(木)、10時45分から、「生徒対象の聞き取りⅠ」実施。

7年生全員を対象。教師や教育委員会指導主事が複数で面接。1人当たり5~10分程度。

11時00分から、部活動生徒には各担任が聞き取り。

- ・9月28日(金)、08時50分から、「生徒対象の聞き取りⅡ」実施。

前記の生徒対象アンケートと聞き取りを基に、詳しい情報をもっている可能性の高い生徒27人を対象。教師や教育委員会指導主事が複数で面接。

- ・9月28日(金)、13時30分から、「生徒対象のアンケート調査Ⅱ」実施。

緊急調査委員会によるものではなく、7学年教師団提案によるアンケート。当該クラス生徒を対象。

目的は、①自己を振り返ること、②当該生徒に関する情報収集。

質問は、①「自分にも責任があると思いますか」、②「あなたはA君とどのようにかかわりましたか」、③「あなたが知っているクラスで起きたことを書いてください」。

- ・10月1日(月)、緊急調査対策委員会に外部委員2名を追加。

・10月2日(火)、08時44分、「生徒対象のアンケート調査Ⅲ」実施。

7年生全員を対象。

目的は、①事実関与の度合い、②いじめ行為の自覚の有無、③9月26日の当該生徒の様子。

・10月2日(火)、14時40分、6名の生徒の聞き取り開始。16時00分終了。

・10月9日(火)、14時15分、7年生5名の生徒の聞き取り開始。15時50分終了。

・10月10日(水)、13時00分、生徒の聞き取り開始。13時25分終了。

2 調査のあり方

(1) 調査実施時期について

2009年9月15日、文部科学省の自殺予防に関する調査研究協力者会議から理事を務めるジェントルハートプロジェクトがヒアリングに呼ばれました。そこで、私たちは、自死事案発生直後の初動調査の重要性（特に3日以内のアンケート調査が必須であること）を提案しました。

理由は、多くの自死遺族や関係者に話を聞いた結果、事案発生直後から1週間程度は、いじめた生徒たちは衝撃と後悔、反省心から、周囲の生徒たちは被害者に対し何もできなかったことへの後悔や亡くなった生徒や遺族に同情して、あるいは正義感から、記憶にあったことをそのまま話してくれますが、それ以降は話してくれなくなったり、それまで話した内容を撤回するようになるといふことが、明らかになったからです。

なぜ生徒たちの対応がこのように変化するのか、次のような理由があると考えられています。

- ① 当初、自分たちに話を聞いてくる学校の教師たちはいじめの事実（何があったか）を知りたくて調査をしていると生徒たちが思っていたのだが、その後の教師の言動から、本当はいじめの事実が上がってきては困る、出てこないほうがよいと考えていることがわかってしまうから。
- ② 当初は、同級生が亡くなったショックで、調査には真摯に答えなければならぬと思っている生徒たちが、時間の経過とともに冷静になり、自分だけがいじめを認めたり、告発したことが周囲にばれたときのリスク

を考えるようになるから。

- ③ 当初は、自分が学校でしたことや見聞きしたことが原因で当該生徒が亡くなったと思っていたが、周囲から家庭に問題があった、本人がうつ病だったなどの情報をもたらされると、自分の発言に自信が持てなくなるから。
- ④ 噂話など様々な情報と接しているうちに、自分自身の記憶が上書きされたり、直接見たことなのか、他人から聞いたことなのか、あいまいになったりするから。
- ⑤ 生徒は事実を学校や遺族に伝えるべきだと思っけていても、わが子が事件に巻き込まれることを恐れる保護者から口止めをされるから。
- ⑥ 調査が遅れることで、亡くなった生徒と親しかった生徒が口封じのために、脅されることもあるから。

などです。

このような理由で子どもたちの対応が変化することから、そのような変化が起こる前に、子どもたちの記憶にある事実を引き出しておくことが事実を確認する有効な手段となるのです。

なお、子どもたちの心のケアという点では、身近な仲間の死によって心理的影響を強く受け不調を来している生徒の存在を把握し、ケアにつなげるためにも、調査は早く行われる必要があるでしょう。

(2) 児童生徒の被暗示性

児童生徒の被暗示性や情報汚染については実際に、私が関わった長崎県長崎市の小学校6年生の女子児童自死事案でもみられました。

2013年7月7日、女子児童は自死行為をしました。直後の7月11日、学校が毎月1回行っている「なかよしアンケート」を児童に実施しましたが、その後は約1か月間、女子児童が生存していたこともあり、学校と遺族が話しあって、原因究明を目的とするアンケート調査を実施したのは3か月以上経過した同年10月23日でした。

すると、3か月後のアンケート調査には、児童の「聞いた・知っている」回答

に、保護者同士の話やメディア等で報道された情報が多く含まれていたことが聴き取り調査で判明しました。

とくに亡くなった女子児童が「死んだ虫をたべさせられたこと」については、「聞いた・知っている」と回答した65名中、「亡くなった児童から聞いた」は無記名の1名だけで、「父母、兄弟から聞いた」が15名、「友人や誰か(誰かわからない)から聞いた」が50名もいました。しかも「対象の具体性については、「死んだ虫」、「カミキリムシ」、「幼虫」および「アリ」などと具体的な証言は散見されるものの、同じ証言はほとんどありませんでした。また、本人が手に取って食べたのか、相手がつかんで食べさせたのか、それはいつなのか、場所はどこだったのか等、行為の具体性については一切、証言を得ることができませんでした。報告書では、「本件がショッキングな事案であるため、新聞やテレビ等で取り扱われた結果、保護者の会話を聞いていた児童もたくさんいて、児童・保護者を含め、記憶に混乱が生じていることを否定できない。」として、「複数の回答がある以上、その事実がなかったということは認定できないが、逆に、当該事実が存在したという認定もできないというのが当委員会の結論である。」としています。

このような児童生徒の被暗示性については、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」6頁にも、「事案発生（認知）から日にちがたつほど、子供たちは「被暗示性」すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になる恐れがある。子供からこのようなあやふやな情報が大量に挙げられると、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じてしまうこともある」と書かれています。（注）

（注）この改訂版はいじめ防止対策推進法の施行に合わせて改訂されたものです。当該事案発生後に、文部科学省により発行されています。

しかし、「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」P32には、「事後対応についてはここ数年現場におけるノウハウの蓄積が進んできましたが、調査に関しまだ手探りの状態であるため、本指針では、今よりも一歩でも二歩でも前進させることを考え、現時点で実施可能と考えられる枠組みや実施例を提示しました。」とあるように、調査のノウハウの蓄積はいまだ不十分ななかで、改訂版のほうが自殺の背景調査のあり

方についてより最新の知見であると考えられるために、ここでは改訂版を中心に取り上げています。)

(3) 調査方法について

子どもたちが知っている事実を把握するには、アンケート調査と聴き取り調査をする必要があります。文科省の「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」にも、アンケート調査と聴き取り調査という方法が書かれていますし、実際、いじめ自死に関して第三者委員会による調査が行われたケースでは、アンケートと聴き取りが行われています。

例えば、平成23年10月11日に滋賀県大津市において中二の男子生徒が自死した事案でも、平成26年1月7日の山形県天童市において中一の女子生徒が自死した事案でも、アンケートが取られ、聴き取り調査が行われていましたし、私が調査委員として携わった東京都足立区、長崎県長崎市、東京都の件でも、生徒からの情報収集の手段は、アンケートと聴き取り調査でした。

3 アンケート調査とその重要性について

(1) 生徒記入調査の重要性

アンケート調査は、短い時間で、広範な生徒たちを対象に、多くの情報を集めることができます。面接調査と違い、聴取担当者のスキルや担当者と生徒との関係、聴取担当者側の思惑などに左右されにくく、生徒自らの意志で知っていることを伝えることができます。

アンケートから広く情報を集めるためには、質問項目をできるだけオープンクエスチョンにして、生徒たちが自由に文章を書けるようにしておくことが有効です。生徒たちは自分なりの表現で事実や思いを書くので、被害生徒の様子やいじめに関する情報が記載されることが多いからです。

(2) 当該事案におけるアンケート調査について

① 時期の評価

当該校において、9月26日に自死事案が発生し、翌9月27日に緊急調査委員会によって7年生全員を対象としたアンケートを実施、翌々日の9月28

日に7学年教師団によって当該生徒のクラス対象としたアンケートを実施しています。

ネット情報などに触れる機会の多い土日を挟む前に、事案発生後3日以内にアンケート調査が行われており、うわさやメディアなどの影響を受けにくいという点で、時期的には極めて適切であったと考えます。

② 記名式で行われたことに対する評価

当該校における背景調査のアンケートはすべて記名式で実施されています。

NPO法人ジェントルハートプロジェクトでは、児童生徒へのアンケートについて、無記名もしくは記名選択式を提案しています。そのほうがより多くの情報が集まりやすいと考えるからです。情報の真偽については、聞き取り調査や他の証拠などとすり合わせたうえで、判断すればよいと考えています。

一方、前掲、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」P17には、「自殺という重篤な事態に関わる調査であり、時として、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来、無記名式でなく記名式とすることが望ましい。無記名式の場合、こうした記述等がその後の聞き取り調査で確認できなくなるなど、調査実施上の困難もある。」と書かれています。

自分の氏名を明らかにしたうえで、自分が見聞きしたいじめの事実を書くという行為は、とても勇気が入ります。その分、当該校の記名式アンケートで得られた情報は、事実である確実性がより高い内容が書かれていると言えます。

③ 対象範囲の評価

当該校は小中一貫校ですが、当該生徒は別の小学校出身者でした。しかも、亡くなったのは入学した年の9月です。在学してから半年に満たないことから、当該生徒の顔と名前が一致する当該校の他学年の生徒は必ずしも多くなかったかもしれません。しかし、公立中学校は立地的に生徒らの生活圏内にあり、小学校が同じであったり、塾や習い事で一緒だったり、地元の繁華街などで顔を合わせたりしている可能性があります。学校外でのいじめを目撃している可

能性もあります。

アンケート調査の対象は、7年生だけでなく、8年生、9年生にまで広げるべきだったと思います。

また、中学、高校と学年があがるにつれて、クラスだけでなく、部活動でのいじめが増えます。同じ部活に所属するクラスメイトがいると、クラスでのいじめが部活動に飛び火したり、逆に部活動でのいじめがクラスの間人間関係に影響を及ぼすことがよくあります。

当該事案の場合も、部活にクラスや出身小学校が同じ生徒が在籍しており、「7年生への聞き取りでは、部活の練習前などにみんなでボール当てをしていると、その発展からAをターゲットにすることがあったと分かった。」「加害者が特定できていなかった事案(6月にAの上履きが女子トイレに投げ込まれるトラブル)についても、BA副校長による再調査により、7年生部員のGLmによるものであることが分かった。」「(顧問は)Aはウォーミングアップや基礎練習などの時には、顧問か上級生とペアを組み、7年生とペアになることはなかったことを記憶している」などの証言があがっています。

同じ部活動に所属する生徒に対しては、上級生部員に対しても聞き取り調査は行われたようですが、アンケート調査においても、同学年だけでなく上級生も対象にすべきだったと考えます。

4 聞き取り調査について

(1) 聞き取りをする担当者数について

聞き取りは2、3名で行うべきです。生徒を対象とする聞き取りでは、それ以上の人数で行うことは圧迫感を与えます。

1人はメインで質問をし、もう1人はやりとりを記録します。またメインの聞き取りで聞き忘れていたり、補充質問が必要なときにフォローします。

2、3名で行う場合には、できれば1人はスクールカウンセラーや臨床心理士など、生徒の心理状態を冷静に判断できるだけの専門性を持った人がよいでしょう。

3名で聞き取りをする場合には、生徒に圧迫感を与えないよう、1人は少し距離をおいた場所で記録をとったり、生徒の表情などを観察するとよいでしょう。

う。あるいは、心理の専門家が同席する場合であれば、生徒と並行か少し後ろに座ることで、生徒の味方であることをアピールし、安心感を与えます。

(3) 対象者の年齢と聞き取り担当者について

① 年齢層による違いについて

小学生の場合、見知らぬ大人と接する機会が少ないので、顔を知っている教職員のほうが安心感を与えることができます。

外部調査委員など見知らぬ大人が、小学生など年齢の低い子どもに聞き取りをする場合には、ラポール(信頼関係)をつくるための知識や技術、時間が必用です。とくに小学生の場合は、たとえ事前に説明しても、面接する大人がどういう立場の人間かを理解することが難しかったりします。警察官をイメージして、自分が責められているような、なんとなく恐く感じたり、尋問されているような気持ちになる子どもも少なくありません。緊張から物忘れをしたり、話したいことをうまく話せなかったりということがでできます。

また、面接する側が、児童生徒の年齢特性を理解していないと、聞き取り対象の子どもが理解できない言葉を使ったり、自分の言葉が相手に誤解を与えていることに気づかなかったり、子どもの言葉を自分が誤解して受け取っていることに気づかないことがあります。年齢が低い子どもが話をする場合、主語が抜けていることがよくあります。何の前触れもなく、話の内容が変わっている場合もあります。質問された内容とは異なることを答えることもあります。同じ姓や名前、愛称の子どもがいる場合でも、相手は理解しているものとして話すために、事情をよく理解していないひとが聞き取ると、勘違いをしたり、混乱を生じたりすることがあります。

一方、高校生ともなれば多くの生徒は、教師など日常的に接している大人以外に対しても、社会的経験の積み重ねから適切に会話をすることができます。

中学生の場合は、小学生と高校生の間にあたり、家庭環境や習い事の有無、本人の性格などで、個人差がかなり大きくなります。

② 文科省の指針について

前掲「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 改訂版」P18「聴き取り調査の実施」には、「聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、できるだけ複数の対応者で臨むことが望ましい」「子供の発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫する」とあります。

平成22年版においても、「子ども自身が体験を言葉で表現することは難しいことを念頭において、子どもの発達段階に応じたふさわしい人材、例えば、中学生に対しては中学教員出身の指導主事が行うなど工夫してください。」

「一般的に子どもは被暗示性が高いので、一定の答えを誘導するような質問をしないよう注意してください。」「聴取と記録、配慮が必要という観点からは、できるだけ複数で聴取してください」などの留意点が掲げられています。

③ 当該校の教師による聞き取り

当事者の学校の教師が生徒から聞き取りをする場合、ラポールを築きやすい反面、面接者の思惑が、生徒の証言に影響を与える危険性があります。

とくに当事者のいるクラスの担任教師、学年主任、部活動の顧問などは、いじめを知らず知らずのうちに放置していたり、目の前で行われているいじめに気づかなかつたりしたことが判明すれば責任を問われることから、いじめの事実を隠したいという意識が働きます。そのため、自分の受け持つクラスの生徒から聞き取りをする場合には、聞くべきことを聞かなかつたり、聞き取りの際に「不確かなことは言わないように」「間違っただけを言えば多くの人に迷惑がかかる。責任を問われることもある」などと脅すようなことを言ったり、記録を改ざんしたりする危険性があります。また、児童生徒のほうも、いじめの事実を隠したいとの意識で臨む担任等を前にすれば、クラスで起きたいじめの事実を話しにくくなる可能性があります。

どうしても担任等はずせない場合には、学校外の人と組み合わせて、複数で聞き取りをするべきでしょう。

(4) 保護者の同席について

聴き取り調査の際には保護者の付き添いは望ましくありません。

保護者が傍にいと子どもは、いざ自分が困ったときには、保護者が自分を守ってくれるという安心感を持ちます。一方で、保護者や子どもの性格、親子関係にもよりますが、子どもが親の思惑を気にして、言いたいことを言えないこともあります。

とくに、自分がいじめに関与していた場合、保護者にはいちばん知られたくありません。後で叱られることを恐れたり、心配をかけたくないという思いがあるからです。

保護者の前では非違行為を否定していた子どもが、保護者がいなくなった途端、非違行為を認めることもあります。逆に、当初認めていた内容を保護者に問い詰められた途端に、否定しはじめることもあります。

ほとんどの親は自分の子どもがいじめなどの加害行為をしたとは思いたくないものです。保護者のなかには、事前に一切口出しをしないように約束していても我慢できず、子どもの言葉を先取りしたり、「そうじゃないでしょ」「ちがうわよね」と否定したり、「本当はこうなんですよ」などと誘導することもあります。直接的に言葉にしなくとも、表情や態度、涙などで、保護者の感情が子どもに伝わり、その供述に影響を与えることもあります。

子どもがいじめには全く関与していない場合でも、いじめの事実を証言することでトラブルに巻き込まれるのではないかと恐れる保護者は少なくありません。また、いじめをした児童生徒の保護者と自分の保護者とが親しい場合に、子どもは親の思惑を気にして事実を話せないこともあります。「司法手続きにおける子どものケア・ガイド 子どもの面接法」(M・アルドリッジ、J・ウッド著 仲真紀子編訳、齋藤憲一郎、脇中洋訳 北大路書房)P 35には、「大人にとっても子どもにとっても、また、ビデオの証拠的価値という点からも、愛着のある大人が付き添うことには問題があります。その理由はたくさんあります。

まず大人は、面接官の質問に対して情報を提供したい、子どもの応答における誤りを訂正したいという欲求がたいへん強いものです。」

P 36 「また、似たような問題が子どもの側に生じることもあります。情報を提供するうえで、子どもは愛着のある大人に依存してしまうことがあります。通常は子どもが母親、父親、あるいは教師に情報の確認を求めるのはまったく

自然なことです。そのため、面接の状況に限ってはそれが不適切だということ
を理解するのは、子どもにとってたいへん難しいことです。」

P 3 8 「子どもの面接場面に同室することが、愛着のある大人にとってたい
へんつらいものになり得ることが、これらの事例からわかります。それはまた
子どもに負担を与えることにもなります。子どもは大人が悲しむのは自分の開
示のせいだと考え、大人が悲しむことのないよう、それ以上話さないのが一番
だと考えるかもしれません。」とあります。

したがって、小学生の場合や、本人が強く望む場合など、保護者が同席する
ことがやむを得ない場合以外は、保護者の同席は避けたほうがよいでしょう。

(5) 話した内容の確認について

① 発言したことと記載されたことの異同について

生徒が話した内容を聴取者が、間違っていないか、内容を読み聞かせて確
認する作業は警察での聴取では一般的に行われていることだと思います。し
かし、調査委員会での聞き取りの場合、必要とは限りません。

学校での日常的な生徒指導では、生徒の話した内容を教師がまとめて確認
するという作業はほとんどなされていません。話した内容を確認するという
作業は刑事ドラマなどでの警察での尋問を連想させ、緊張を生みます。また、
話した内容を確認されると、必要以上に自分の発言内容に責任を感じてしま
うということがあります。

授業中に教師から、回答内容について「本当にその答えでよいのか?」と確
認されるときは、回答が間違っているときに再考の機会を与える意味で、同
じ質問が繰り返されたり、回答を復唱されたりします。そのため、確認され
た生徒は、自分の発言内容にかえって不安を抱くようになることがあります。
間違っはいけない、少しでもあいまいなことは言わないほうがよいという
気持ちが働き、一度話した内容を否定してしまうことがあります。むしろ、
教師が生徒に対し発言を撤回させる時の手段として、使われることさえあり
ます。

また、聞き取り調査は、できるだけ多くの関係者から短い期間で終わらせ
る必要があります。日数がかかればかかるほど、最初に面接した生徒から他

の生徒へと情報が伝わりやすくなります。人は誰でも準備していない質問に対しては本当のことを答える可能性が高くなりますが、質問内容が予めわかって考える時間がある場合には、事実とは異なる内容もよどみなく答えることができます。

いじめが蔓延するなかで育つ今の児童生徒は仲間への同調率が高く、他人とは異なる答えは避けたいという心理が強く働きがちです。他の人がいじめの事実を話したのであれば自分も話しやすくなります。誰も話していないのであれば自分も話さなくなるなど、少数派になることを避け、多数派につくことで、身を守ろうとします。

学校での調査は警察での聴取に比べて対象人数が多く、聞き取りをする複数の大人と教室の確保が必用になります。授業や部活動、生徒の放課後の予定にできるだけ影響を及ぼさない時間帯のなかで、記憶が薄れたり、他者の言動に左右されたり、メディアやネットの情報に汚染される前にできるだけ早く調査を行うためには、聞き取りに費やすことができる時間は限られます。

なお、聴取の当日ではなく、後日、話した内容を確認する方法もあると言われる方もいますが、その方法では、他の生徒がどのように答えたかを聞いたあとや周囲の反応に影響されて、話した内容を否定する可能性も出てきます。

調査委員会による学校におけるいじめ調査は、いじめた加害生徒の責任を追及するための調査ではありません。目的は、いじめの事実の有無、内容を認定し、そこから加害生徒の指導やいじめの防止策を考察することです。一人の証言だけでなく、他の証言や証拠とつぎ合わせていじめの事実を認定することから、生徒に話した内容を書きとったものを読んで聞かせて確認することが必要だとはいえません。

② 発言の意味の聞き間違いについて

教師や教師経験者が生徒から聞き取りをする場合には、年齢によるコミュニケーション特性を理解しており、誤解が生じる可能性が少なくなります。さらに当該校教師が生徒から聞き取りをする場合、全く生徒と面識のない人物が面談する場合とは異なります。日常的な関わりから、ある程度、この言

葉の意味は理解できるか、このような言い回しは理解しにくかったり勘違いすることがあるかなど、年齢特性だけでなく個別生徒の言語能力も把握できています。生徒の性格も把握しているような関係の場合、気の弱い生徒にはできるだけ安心感を与え、せっかちに質問をしない、思ったことを自分の言葉ではきはきと言える生徒には、ずばり核心を突いた質問をする、この生徒は質問の理解に時間がかかる、あるいは質問の意味を取り違えることがよくあるので、再度確認が必要ということがわかります。

書かれたことの確認作業をしなかったからといって、聞き取り内容に事実誤認がある可能性は低いと思われま

(6) 担当者の望まれる態度について

聴き取りの担当者は、文科省の指針のとおり「聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点」を持つことが必要で、傾聴の姿勢を示し、わかりやすい質問（何をきいているかわかる質問）をすることが求められます。

前掲「司法手続きにおける子どものケア・ガイド 子どもの面接法」は、虐待が申し立てられている子ども（被害児）から虐待の事実の有無を確認する司法面接（事実確認面接）について焦点を当てていますが、被害児に限らず子どもから正確な証言を得るための方法について、示唆に富む内容が書かれています。例えば、P 22には、「ある研究では、14人の子どもおよび幼児(6~18歳)が、面接の場所や時間について回顧的な評価を行いました。(中略)指摘が最も多かったのは面接官の言葉の問題でした。14人中11人(79%)が、面接官が用いた言葉は問題が多いと述べています。特に多いのは「文や言葉が長くて複雑だ」という意見でした。(中略)13歳の少女でさえ、言葉が難しかったと述べています。難しい問題について話さなければならないというのに、面接官は長い質問をしていた、と彼女は語っています。」。また、同P 24には、「子どもと正確なコミュニケーションを築くために、面接官は子どもの発達レベルに見合った言葉を用いるべきである。具体的に言えば、面接官は最初に子どもの言語的・認知的スキルを推定し、複雑で専門用語の多い質問を避け、子どもが質問を理解していないかもしれないというサインに注意をはらうべきである」(McGough & Warren, 1994: 23/24)という子どもの言葉についてのガイドラインを引用しています。

子どもの自殺の背景調査の初動調査にあたっては、司法面接（事実確認面接）の技法を身に着けた専門家を何人もそろえることは困難ですから、文科省の指針が示すように、「子どもの発達段階に応じたふさわしい人材、例えば中学生に対しては中学教員出身の指導主事」など、子どもへの質問方法を工夫できる人が担当することが現実的で望ましいでしょう。

5 最後に

加害生徒も含め、子どもたちが自死発生直後の期間に発言したこと、書いたことを分析することが重要です。いじめ行為を主としてやっていた子どもは、自分のやったことは小さく、一緒にやった子やほかの子どものしたことは大きく言う傾向にあります。それは、時間が経過して大問題化してしまった後ではむしろ自然なことでしょう。だからこそ、初期に発言、書いたことと比較しながら、いじめた子どもらの発言を聴かなければなりません。

以上

【参考資料】

- ・季刊教育法(第126号)2000年9月臨時増刊号「いじめ裁判」
(エイデル研究所発行)
- ・「司法手続きにおける子どものケア・ガイド 子どもの面接法」
(M・アルドリッジ、J・ウッド著 仲真紀子編訳、齋藤憲一郎、脇中洋訳 北大路書房)
- ・「あなたは子どもの心と命を守れますか！」
武田さち子著 WAVE出版
- ・「わが子をいじめから守る10カ条」
武田さち子著 WAVE出版
- ・NPO 法人ジェントルハートプロジェクト <http://npo-ghp.or.jp/>
『当事者や親の知る権利についてのアンケート調査』
http://npo-ghp.or.jp/wp-content/uploads/2014/03/victim_20140305.pdf
- ・文部科学省「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351858.htm
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf
- ・「日本の子どもたち」(武田さち子 作成・運営 Web サイト)
<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/index.html>